令和５年度（２０２３年度）組織改編について

環境局

資料３

（仮称）森の都推進部の新設

（1）目的・趣旨

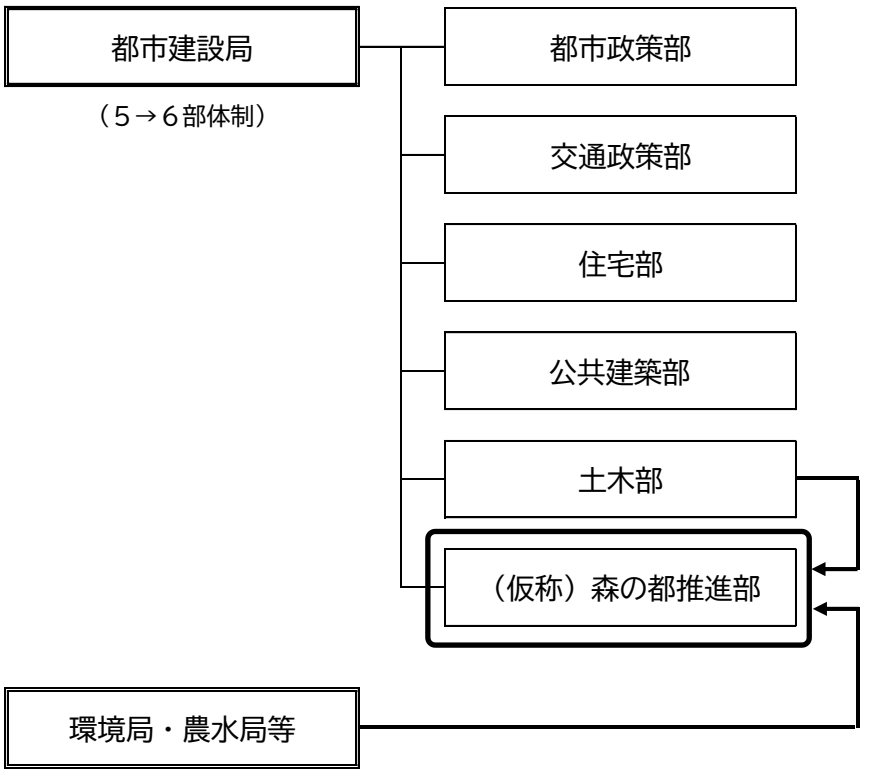
令和４年３月から５月に開催した「全国都市緑化くまもとフェア（くまもと花博）」による花や緑への関心の高まりを最大限活かした取組の展開と、森の都宣言から５０年の節目を迎え、新たなステージでの森の都づくりを推進していくための組織体制とする。

（2）内容

・街路樹や公園など、身近な緑業務を所掌している都市建設局内に、（仮称）森の都推進部を新設。
・全庁複数にまたがる緑業務を統合集約し、くまもとの緑の総合的・戦略的な取組みを推進。
・花やみどりを取り入れた統一感ある魅力的な街並みの形成を図る。

環境局 （環境共生課）	緑化の推進、緑地の保全　等
経済観光局 （観光政策課、 スポーツ振興課）	観光公園管理、スポーツ公園の高木管理
農水局 （森づくり推進室）	森づくり、公有林の管理　等
都市建設局 （道路保全課、公園課）	公園の整備・利活用等、街路樹管理 土木センターの調整　等
教育委員会事務局 （学校施設課、指導課）	学校の高木管理、緑化コンクール

（3）体制案



（4）改編時期

令和５年（２０２３年）４月
令和４年第四回定例会にて事務分掌条例改正案を上程

令和５年度（２０２３年度）組織改編について

クリーンセンターの再編

（1）目的・趣旨

本市のごみ収集運搬体制については、これまでも見直しを行ってきたが、今後も引き続き、質の高い市民サービスを、より効率的・効果的に提供できるよう、組織体制の見直しを行うもの。

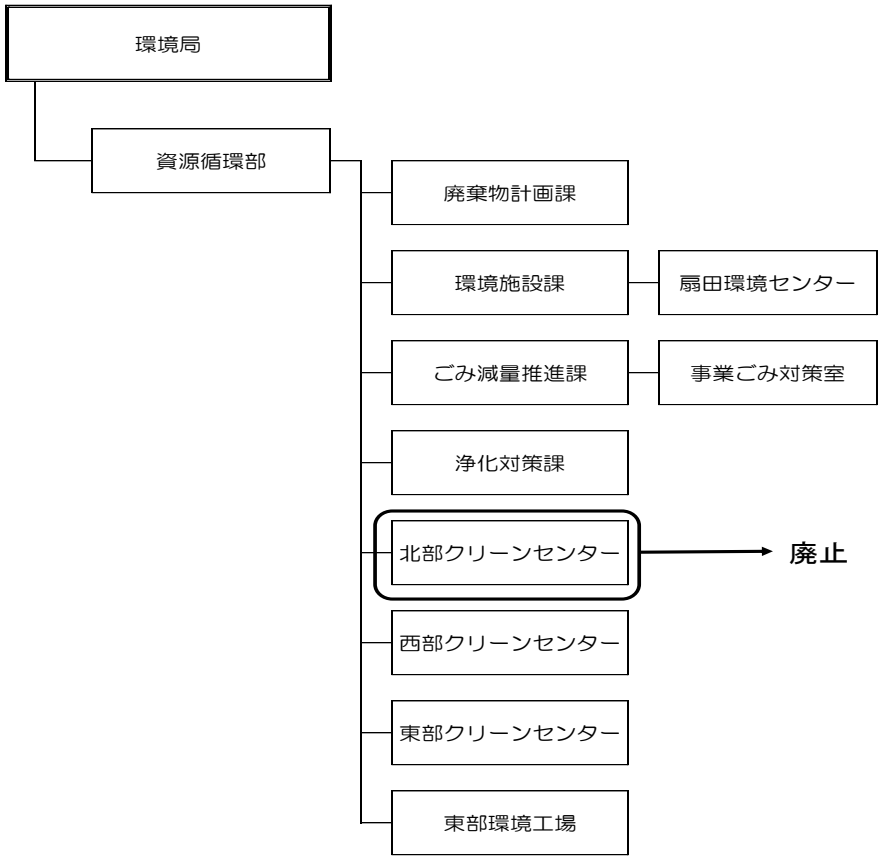
（2）内容

・東部クリーンセンター、西部クリーンセンターは共に環境工場に隣接しており、収集運搬の利便性が高い。より一層、効果的・効率的な業務を推進するため、R4年度末をもって北部クリーンセンターを廃止し、3クリーンセンターを2クリーンセンターへ集約

・北部クリーンセンターが収集している「燃やすごみ」に関しては、全て民間委託へ移行
※業務委託の経費については、令和4年第四回定例会にて補正予算上程予定

・従前からの業務（「大型ごみ」、「埋立ごみ」、「ふれあい収集」、「啓発」）は、東部クリーンセンターと西部クリーンセンターで市内全域をカバーする。

（3）体制案



（4）改編時期

令和５年（２０２３年）４月